## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 クリーン推進課

認可等の内容	分別ごみの処理に係る手数料の一括納付承認			
法令等及び条項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第2項			
根拠条項	未設定			
型 設定等年月日 理 期	平成	年	月	日設定
	平成	年	月	日最終変更
標準処理期間		日		
根拠条項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第2項			
参考事項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第1項			
設定等年月日	平成26	6年	4月	5日設定
	平成	年	月	日最終変更
	去令等及び条項 根拠条項 設定等年月日 標準処理期間 根拠条項 参考事項	表令等及び条項栃木市房根拠条項未設定設定等年月日平成 平成標準処理期間栃木市房参考事項栃木市房参考事項ボ木市房設定等年月日	表令等及び条項 栃木市廃棄物   根拠条項 未設定   設定等年月日 平成年平成年   標準処理期間 日   根拠条項 栃木市廃棄物   参考事項 栃木市廃棄物   設定等年月日 平成26年	去令等及び条項 栃木市廃棄物処理が   根拠条項 未設定   設定等年月日 平成 年 月 平成 年 月 平成 年 月   標準処理期間 日   根拠条項 栃木市廃棄物処理が   参考事項 栃木市廃棄物処理が   設定等年月日 平成26年 4月

## 【基準】

栃木市廃棄物処理施設条例施行規則抜粋

(手数料の納付方法等)

- 第6条 条例第8条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の納付は、次に掲げる いずれかの方法によるものとする。
  - (1) 搬入の都度、現金により納付する方法
  - (2) 月ごとに算定した金額を、市長が指定する期限(以下「納付期限」という。)まで に一括して納付する方法
- 2 前項第2号に規定する方法により手数料を納付しようとする者は、ごみ処理手数料 一括納付承認申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その 承認を受けなければならない。ただし、栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平 成22年栃木市条例第162号)の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可を受けてい る者(以下「許可業者」という。)である場合には、書類の添付を不要とする。
- (1) 申請日の1月前までに発行された市町村民税納税証明書(市町村民税が賦課されている者に限る。)
- (2) 分別ごみを搬入する車両の車検証の写し
- (3) 法人登記簿の写し(申請者が法人の場合に限る。)

審査基準